

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

個人情報の取扱いに関する基本方針

令和8年2月26日

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

理事長 秋元 克広

一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という）では、以下の方針に基づき個人情報の保護を行っています。

第1 管理体制

当財団で取得した個人情報は、個人情報保護法等の関係法令や、当財団の個人情報保護規程及び情報セキュリティ規程に基づき、適切な保護及び管理を行っています。

第2 個人情報の取得・利用目的

当財団における個人情報の取得・利用目的は以下のとおりです。

- (1) 当財団が管理する施設（札幌市産業振興センター、札幌市エレクトロニクスセンター）の管理運営のため。
- (2) 当財団が実施する企業支援に関する事業、札幌市の産業振興に関する事業等の実施のため。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事業の遂行のために必要となる公的団体への報告のため。
- (4) 当財団の運営上必要な人事労務、税務業務などのため。

第3 個人情報の利用について

- ・ 第2に記載した目的以外で、個人情報を利用することはありません。
- ・ 利用の必要がなくなった個人情報は、文書の保存期間の満了後、適切に廃棄します。
- ・ 保有する個人データについて、財団の情報セキュリティ規程に基づき安全管理を行います。

第4 個人データの第三者提供について

第2に記載した目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いを第三者に委託する場合があります。その場合は、委託先に「個人情報取扱注意事項」を交付し、個人データの適切な管理を求めます。

第5 個人データの共同利用について

当財団は、札幌市の市有施設の管理運営の受託、市内事業者の支援や札幌市の産業振興に資する札幌市からの補助・受託事業を多数実施しているところであり、これらの事業で取得・保有する個人データについて、札幌市と共同利用することがあります。なお、札幌市から事業を受託する際は、札幌市の定める「個人情報取扱注

意事項」の交付を受けており、当財団の個人情報管理ルールのもと安全管理を行っております。

- (1) 共同利用される個人データの項目
氏名、住所、生年月日、電話番号など
- (2) 共同して利用する者の範囲
札幌市（当財団に事業を委託し、事業補助を行う直接の部署の職員に限ります。）
- (3) 共同して利用する者の利用目的
第2(1)及び(2)に記載した利用目的に同じ。
- (4) 当財団における個人データの管理責任者
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 事業本部長

第6 個人データの開示、訂正、利用停止等の請求について

当財団が保有する個人データの開示、訂正、利用停止等を希望される場合の手続きは、以下のとおりです。

- (1) 請求先
担当窓口：一般財団法人さっぽろ産業振興財団 総務企画課
住所：札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター
電話番号：011-820-3533
メールアドレス：somu@sec.or.jp
- (2) 請求に関する様式
「開示等の請求書」（様式1）に必要事項を記載し、郵送（上記住所宛て）又は電子メール（上記メールアドレス宛て）で送付してください。
- (3) 請求を行うことができる方
個人データの対象となっているご本人のほか、その代理人の方も請求を行うことができます。代理人となる方は、以下のとおりです。
 - ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ② 開示等の請求等をするについて、本人から委任を受けた方※1 請求の際は、ご本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート等の写し等）を提出してください。
※2 代理人による請求の場合、※1の書類のほか、代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、本人からの委任状等（様式2））を提出してください。
- (4) 手数料
紙文書の交付による個人データの開示の請求を希望される場合、紙文書の枚数に応じて、以下の手数料をお支払いいただきます（手数料の額は、開示決定の際にお知らせします。）。
 - ① 印刷代 1枚につき白黒10円、カラー20円
 - ② 郵送代 実費相当額
 - ③ その他の費用 実費相当額

第7 個人データの取扱いに関する苦情の申出先

総務企画部総務企画課 TEL：011-820-3533

一般財団法人さっぽろ産業振興財団
個人情報保護規程に基づく開示等の請求書

下記に記載する本人の個人データについて、以下のとおり請求します。

(個人データに関する本人の情報)

本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	

(代理人による請求の場合)

代理人の氏名	
代理人の住所	
代理人の連絡先	

(請求の内容など)

<input type="checkbox"/> 開示の請求 <input type="checkbox"/> 訂正等の請求 <input type="checkbox"/> 利用停止等の請求
<p>【※「訂正等の請求の場合」のみ】</p> <p><u>財団が保有する個人データについて、誤りがある箇所</u></p> <p>()</p>
<p>【※「利用停止等の請求の場合」のみ】</p> <p><u>利用停止等を求める理由 (以下をチェックし、具体的な理由を記載してください。)</u></p> <p> <input type="checkbox"/> 第6条 (利用目的による制限) に違反して取り扱われている <input type="checkbox"/> 第7条 (不適正な利用の禁止) に違反して取り扱われている <input type="checkbox"/> 第8条 (適性な取得) の規定に違反して取得されたものである <input type="checkbox"/> 第15条第1項 (第三者提供の制限) に違反して第三者に提供されている <input type="checkbox"/> 第16条 (外国にある第三者への提供の制限) に違反して第三者に提供されている <input type="checkbox"/> 財団が個人データを利用する必要がなくなっている <input type="checkbox"/> 第14条第1項本文に規定する事態 (漏えい、滅失、毀損等) が生じている <input type="checkbox"/> 個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある </p> <p><u>具体的な理由</u></p> <p>()</p>
<p>【※「開示の請求」の場合のみ】</p> <p><u>開示を受ける方法</u></p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 紙文書による開示 <input type="checkbox"/> 電子データによる開示 </p>

注1 訂正等の請求又は利用停止等の請求の場合、請求を行う理由に関して、後日必要に応じて証拠書類の提出をお願いすることがあります。

注2 紙文書による開示を希望される場合、開示文書の枚数に応じて以下の手数料が必要となります（手数料の額は、開示決定の際にお知らせします。）。

- ① 印刷代 1枚につき白黒10円、カラー20円
- ② 郵送代 実費相当額
- ③ その他の費用 実費相当額

注3 請求の際は、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート等の写し等）を提出して下さい。

注4 代理人による請求の場合、注3の書類のほか、代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、本人からの委任状等）を提出してください。

注5 この様式により難しいときは、別の書式によることができます。

委 任 状

代理人住所

代理人氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

一般財団法人さっぽろ産業振興財団に対する、私の保有個人データに関する開示等の請求に関する件

年 月 日

委任者住所

委任者氏名

印

通話記録及び映像記録に関する取扱い

下記1に掲げる通話記録及び映像記録に係る個人情報の保護については、当財団の個人情報保護規程のほか、下記2の取扱いによるものとします。

1 通話記録及び映像記録の定義

- (1) 通話記録 施設内に設置した電話設備での通話内容を記録したデータ
- (2) 映像記録 施設内に設置した監視カメラでの撮影内容を記録したデータ
- (3) 通話記録装置 通話記録を作成し、及び保存する機能を有する機器。
- (4) 映像記録装置 映像記録を作成し、及び保存する機能を有する機器。

※ 上記定義における「施設」とは、以下を指します。

- ・ 札幌市産業振興センター（札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1）
- ・ 札幌中小企業支援センター（札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル2階）
- ・ 札幌市エレクトロニクスセンター（札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10）

2 通話記録及び映像記録の取扱い

利用目的 (規程第6条関係)	<ul style="list-style-type: none">○ 通話記録又は映像記録の利用目的は、以下のとおりです。<ul style="list-style-type: none">・ 施設の管理運営のため。・ 施設利用者のサービス向上のため。・ 施設内において苦情、事故、紛争等が生じた場合の事実確認のため
正確性の確保 (規程第10条関係)	<ul style="list-style-type: none">○ 通話記録又は映像記録は、利用目的の範囲内で利用します。○ 通話記録又は映像記録は、管理責任者が必要と認めた場合を除き、記録をした日の翌日から起算して30日以内に消去します。ただし、施設内において苦情、事故、紛争等が生じた場合の事実確認のために当該通話記録又は映像記録を使用する場合は、当該苦情、事故、紛争等への対応が終結した日の翌日から30日以内に消去するものとします。○ 通話記録又は映像記録は、記録をした時の状態で保存します。○ 保存期間を経過した通話記録又は映像記録は、データの上書き等の方法により消去します。
安全管理措置 (規程第11条関係)	<ul style="list-style-type: none">○ 通話記録又は映像記録の管理区域は、当該通話記録又は映像記録を作成した施設内のサーバとします。ただし、通話記録又は映像記録の作成及び管理に関する業務を第三者に委託した場合は、財団と委託先が別途合意して定めた場所を管理区域とします。
委託先の監督 (規程第13条関係)	<ul style="list-style-type: none">○ 財団は、通話記録又は映像記録の作成及び管理に関する業務を、第三者に委託することがあります。○ 委託先には、通話記録又は映像記録の管理について、当財団におけ

ると同様の保護を行わせるものとしします。

- 財団は、委託業務の実施状況について、委託先に随時必要な調査、報告、指示を行うものとしします。

※ その他の事項については、財団の個人情報取扱規程に基づき、適切な管理を行います。

3 通話記録装置及び映像記録装置の設置状況

当財団における通話記録装置及び映像記録装置の設置状況は、以下のとおりです。

	通話記録装置	映像記録装置
札幌市産業振興センター	あり	あり
札幌中小企業支援センター	なし	なし
札幌市エレクトロニクスセンター	なし	あり